

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】平成25年8月1日(2013.8.1)

【公開番号】特開2012-10743(P2012-10743A)
 【公開日】平成24年1月19日(2012.1.19)
 【年通号数】公開・登録公報2012-003
 【出願番号】特願2010-147512(P2010-147512)
 【国際特許分類】

A 6 1 B 3/08 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 3/08

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月17日(2013.6.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被検者の両眼視機能を検査するために被検者の左右眼に視標を呈示する視標呈示装置において、

視標を表示するディスプレイと、

視差を持つ視標を被検者の左右眼に呈示するために、前記ディスプレイに表示された視標を分離する分離手段と、

前記ディスプレイから被検者の検査位置までの設置距離を入力する入力手段と、

前記入力手段によって入力された設置距離に基づき、予め設定された被検者眼からの検査距離まで、検査の基準となる第1視標が被検者眼に浮き出て認識されるように第1左眼用視標及び第1右眼用視標を前記ディスプレイに表示させると共に、第2視標が被検者眼に前記第1視標から所定量浮き出て認識されるか又は所定量沈み込んで認識されるように第2左眼用視標及び第2右眼用視標を前記ディスプレイに表示させる制御手段と、を有することを特徴とする視標呈示装置。

【請求項2】

請求項1の視標呈示装置において、前記ディスプレイに表示される前記第1左眼用視標と第1右眼用視標との第1間隔は、前記設置距離及び前記検査距離に基づいて定められ、前記ディスプレイに表示される前記第2左眼用視標と第2右眼用視標との第2間隔は、前記第2視標が前記第1視標から前記所定量沈み込み又は前記所定量浮き出る間隔として前記第1間隔に基づいて定められることを特徴とする視標呈示装置。

【請求項3】

請求項1又は2の何れかの視標呈示装置において、

前記検査距離は、被検者眼から前方2.5mの位置までの距離であり、

前記第1及び第2視標は、桿状の視標である、

ことを特徴とする視標呈示装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、上記課題を解決するために、以下の構成を有することを特徴とする。

(1) 被検者の両眼視機能を検査するために被検者の左右眼に視標を呈示する視標呈示装置において、視標を表示するディスプレイと、視差を持つ視標を被検者の左右眼に呈示するために、前記ディスプレイに表示された視標を分離する分離手段と、前記ディスプレイから被検者の検査位置までの設置距離を入力する入力手段と、前記入力手段によって入力された設置距離に基づき、予め設定された被検者眼からの検査距離まで、検査の基準となる第1視標が被検者眼に浮き出て認識されるように第1左眼用視標及び第1右眼用視標を前記ディスプレイに表示させると共に、第2視標が被検者眼に前記第1視標から所定量浮き出て認識されるか又は所定量沈み込んで認識されるように第2左眼用視標及び第2右眼用視標を前記ディスプレイに表示させる制御手段と、を有することを特徴とする。

(2) (1)の視標呈示装置において、前記ディスプレイに表示される前記第1左眼用視標と第1右眼用視標との第1間隔は、前記設置距離及び前記検査距離に基づいて定められ、前記ディスプレイに表示される前記第2左眼用視標と第2右眼用視標との第2間隔は、前記第2視標が前記第1視標から前記所定量沈み込み又は前記所定量浮き出る間隔として前記第1間隔に基づいて定められることを特徴とする。

(3) (1)又は(2)の何れかの視標呈示装置において、前記検査距離は、被検者眼から前方2.5mの位置までの距離であり、前記第1及び第2視標は、棒状の視標である、
ことを特徴とする。